

議員の派遣について

平成25年3月13日

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 派遣目的

(1) 佐賀県鹿島市（3月26日）

・議会改革について

(2) 熊本県熊本市（3月27日）

・PFI等の活用による熊本城「桜の馬場 城彩苑」の整備について

(3) 鹿児島県鹿児島市（3月28日）

・環境学習（かごしま環境未来館）について

2. 派遣場所 鹿島市、熊本市、鹿児島市

3. 派遣期間 平成25年3月26日（火）から3月28日（木）まで

4. 派遣議員 青山博一

議員の派遣について

平成25年3月13日

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 派遣目的

(1) 大阪府堺市（3月27日）

・議会力向上会議、特に議会における iPad の利用及び活用について

(2) 山口県周南市（3月28日）

・わかりやすい予算解説書作成事業及び平和行政について

(3) 福岡県久留米市（3月29日）

・自殺対策について

2. 派遣場所 堺市、周南市、久留米市

3. 派遣期間 平成25年3月27日（水）から3月29日（金）まで

4. 派遣議員 増田好秀、石崎ひでゆき、越川雅史